
在留邦人の皆さまへ

外務省 HP 上では、「海外から日本に、あなたの一票を。」として、在留邦人の皆さま一人ひとりの声が確実に国政に反映されるよう在外選挙制度について広報しているところですが、ここで改めて本制度についてご紹介したいと思います。

【登録資格】

- 満20歳以上の日本国民
- 海外に3ヶ月以上の継続居住（3ヶ月住所要件を満たしていない方でも申請は可能です。この場合、申請書は一旦大使館で預かり、3ヶ月要件を満たした段階で選挙人名簿への登録事務手続きが開始されます。）
- 在外選挙人名簿に未登録

【申請・登録先】

- 登録申請は、大使館の領事窓口で行います（領事出張サービス等での申請書受付も可能です。また、同申請には、旅券及び居住していることを証明できる書類（公共料金請求書、賃貸契約書等）が必要です。）。
- 大使館で受理した申請書は、日本国内の最終住所地（又は本籍地）の選挙管理委員会に登録されます。

【投票方法】

- 投票方法は次の3通りです。
- 在外公館投票：日本大使館へ赴き、選挙人証と身分証を提示して投票します。
 - 郵送による投票：登録先の選挙管理委員会へ投票用紙を請求の上、記載後に当該委員会へ再度郵送します。
 - 日本国内で投票：一時帰国等により投票日に国内にいる場合には、選挙管理委員会が指定する投票所において投票できます。

在外選挙制度の詳細につきましては、外務省ホームページをご参照ください。また、ご不明な点は、直接大使館（領事班）までお問い合わせください。

平成 26 年 11 月 13 日

在南アフリカ日本大使館

電話：012-452-1500(代表)

メール：consul@pr.mofa.go.jp

HP：<http://www.za.emb-japan.go.jp>
